

学校感染症による出席停止に関するお知らせ

お子さんが下表の感染症に罹患した（またはその疑いがある）場合、学校保健安全法に基づき出席停止となりますので、登園を見合わせてください。この措置は、お子さんの早期休養・回復と、他の園児への感染防止のためであり、療養期間中は欠席扱いになりません。

主治医から感染の恐れがないと認められましたら、保護者が記入し、登園する際にお子さんに持たせてください。

主な、学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1除く）	○発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
百日咳	○特有の咳の消失まで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
流行性耳下腺炎（おたふく）	○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	○主要症状が消退した後、2日を経過するまで
麻疹（はしか）	○解熱後3日経過するまで
風しん（三日ばしか）	○発疹が消退するまで
水痘（みずぼうそう）	○すべての発疹が痂皮化するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	○症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	○発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 手足口病、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルス等） 伝染性紅斑（リンゴ病）、伝染性膿痂疹など	○症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

キ リ ト リ

出席停止解除願

令和 年 月 日

明日香幼稚園園長様

疾病名 _____ のため、療養していましたが、学校保健安全法施行規則に基づき医師から登園許可がありましたので、出席停止を解除願います。

療養期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () から _____ 年 _____ 月 _____ 日 () まで

診療を受けた医療機関名 _____

組 _____

園児名 _____

保護者名 _____